

【幼児教育・保育の無償化に関する請求手続きのご案内】 施設等利用費の請求について（令和7年度）

無償化の対象となる施設や事業を利用した際に支払った利用料・保育料を「施設等利用費」として市から給付しますので、下記のとおり請求してください。

【給付の対象者】 市の「子育てのための施設等利用給付認定」を事前に受けている方

【提出書類】

①施設等利用費請求書 施設や事業によって様式が異なりますので、ご注意ください。	・新制度に移行していない幼稚園等 様式1-1 ・幼稚園や認定こども園等の預かり保育 . . . 様式1-2 ・認可外保育施設等 様式1-3
②特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証 ※	・新制度に移行していない幼稚園等 様式2-1 ・幼稚園や認定こども園等の預かり保育 . . . 様式2-2 ・認可外保育施設等 様式2-2
③特定子ども・子育て支援提供証明書 ※	・新制度に移行していない幼稚園等 様式3 ・認可外保育施設等 様式3
④振込先口座の通帳の写し (金融機関名・支店名・口座番号等が分かるページ)	請求者名義の口座をご提出ください。以前請求したことがある同口座への振込を希望する場合は提出不要です。

※②③は請求する月数分の枚数が必要となります。(1ヶ月分につき1枚) 書類の様式は市から各施設へ配付していますので、施設から発行されたものを添付してください。

【請求書類受付期間・振込予定日】

	請求書類受付期間	振込予定日
第1回 (4～6月利用分)	令和7年6月25日(水) ～令和7年7月9日(水)	令和7年7月31日(木)
第2回 (7～9月利用分)	令和7年9月24日(水) ～令和7年10月8日(水)	令和7年10月31日(金)
第3回 (10～12月利用分)	令和7年12月24日(水) ～令和8年1月9日(金)	令和8年1月30日(金)
第4回 (1～3月利用分)	令和8年3月11日(水) ～令和8年4月6日(月)	令和8年4月下旬

【その他注意事項等】

- ・提出書類の様式は矢板市ホームページにも掲載しています。
- ・郵送での書類提出も可能ですが、記入の誤りや添付書類の不備等があった場合には、書類の修正や再提出が必要となります。

【書類提出先・問合せ先】

〒329-2192 矢板市本町5-4 矢板市健康福祉部こども課 保育担当 ☎287-44-3600